

1. 調査目的

初期環境調査は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）（以下「化管法」という。）における指定化学物質の指定について検討が必要とされる物質、社会的要因から調査が必要とされる物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

2. 調査対象物質

平成 19 年度の初期環境調査においては、27 物質を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法 指定区分	化管法指定区分と政令番号		調査媒体		
			(現行)	(新規)	水 質	底 質	大 気
[1]	アジピン酸						○
[2]	エチレンイミン		第一種 41	第一種 55			○
[3]	4'-エトキシアセトアニリド（別名：フェナセチン）	第二種監視	第一種 52				○
[4]	2,4-キシレノール		第二種 17	第一種 78	○		
[5]	キノリン			第一種 81	○		
[6]	5-クロロ-N-{2-[4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフェノキシ]エチル}-6-エチルピリミジン-4-アミン（別名：ピリミジフェン）		第二種 19				○
[7]	1-クロロナフタレン	第三種監視	第二種 20	第二種 19			○
[8]	2-クロロニトロベンゼン			第一種 112	○		
[9]	サリチルアルデヒド		第一種 104	第一種 136	○		
[10]	2,6-ジニトロトルエン	第二種監視 第三種監視	第一種 157	第一種 200	○		
[11]	m-ジニトロベンゼン	第二種監視	第二種 35	第二種 43	○		
[12]	ジベンジルエーテル（別名：[(ベンジルオキシ)メチル]ベンゼン）	第三種監視	第二種 41	第二種 49	○	○	
[13]	ジメチル=4,4'-(o-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)（別名：チオファネートメチル）			第一種 229	○		
[14]	テレフタル酸ジメチル		第一種 206	第一種 271			○
[15]	二硝酸プロピレン		第二種 54				○
[16]	o-ニトロアニリン			第一種 312	○		
[17]	m-ニトロアニリン	第二種監視	第二種 55	第二種 69	○		
[18]	バナジウム及びその化合物（バナジウムとして）				○		
[19]	フェナントレン		第二種 58		○	○	
[20]	フェニルオキシラン（別名：スチレンオキシド）		第一種 261	第一種 344	○		
[21]	フタル酸ジメチル				○	○	
[22]	ベンジルアルコール						○
[23]	メチルヒドラジン	第二種監視	第二種 74	第二種 93	○		
[24]	2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名：ビフェントリン）	第二種監視	第二種 75	第二種 94	○		
[25]	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	第二種監視 第三種監視	第一種 339	第一種 441			○
[26]	メルカプト酢酸		第一種 345		○		
[27]	りん酸トリフェニル			第一種 461			○

（注 1）「化審法」とは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）をいう。以下同じ。

（注 2）「化管法」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）を言う。また、「現行」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」（平成 12 年 3 月 30 日施行）で指定されている対象物質、「新規」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 21 年 10 月 1 日施行）で指定されている対象物質を指す。以下同じ。